

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成21年8月4日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	葛谷東地区	平成21年3月17日
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	奥本谷池地区	平成21年2月13日
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	浦山西地区	平成21年1月28日
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	長谷地区	平成21年3月15日
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	青池地区	平成21年3月27日
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	奥の池地区	平成21年2月13日
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	一の井地区	平成21年2月27日
"	単独市費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	浦谷池地区	平成21年3月5日
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	三谷池地区	平成21年3月5日
"	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業)	谷池地区	平成21年2月13日